

倫理学

守秘義務:

刑法134条、

医師、薬剤師などの職にあったものが、

正当な理由がないのにその業務上知りえた人の秘密を漏らしたときは、
6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金。

* 人の秘密保護は...

- ①患者の個人的利益を守るため。
- ②医師などに対する一般的信頼を確保することにより、
医療の社会的機能を維持する。

* 正当な理由とは...

- ①届け出るべき感染症を発見したとき。
- ②法廷で証言を求められた場合。
- ③公的影響をおよぼす人達の精神的、身体的欠陥が発見され、重大なことが予想される場合。

* 罰則は...

PTOT 法16条で裁かれる。

1、医療現場での守秘義務の難しさ

- ①患者一人に対して、大勢の医療者が介在する事。
- ②医療従事者への告発することが情報漏えいに当たるか？
などが守秘義務の難しさにあたる。

* 医療現場での守秘義務「医療チームの秘密漏洩」が
許容される条件。

- ①患者が承諾していた場合
- ②診療上必要だった場合
- ③秘密保持によって第三者の利益を侵害する危険がある場合

2、患者の利益と守秘義務

- ①患者の同意なしに秘密を漏らすことが、患者の利益になることがある。(がんの告知など)

⇒正しく考慮された臨床上の判断は、それが正しかろうと正しくなかりと、
倫理に反するものではない。正当性のある不履行は防御可能。
そこに患者の承諾があれば尚良い。

3、社会の中での医師の守秘義務

⇒様々な分類に分けられるグループから成り立っている社会において、
医師は守秘義務に対する主観的な定義に基づく代弁をしなければならない。
つまり、ある人間が社会に対する義務と考えることが
他人にとっては弾劾の対象となることがある。
虚偽、誤解を招く情報を与えなければ、警察の患者に関する質問に答える必要はないと言われ
る。

4、家族に対する守秘義務

①思慮、分別のある成人には自己決定権が行使できるが、未成年で自己決定権を行使できない人（無防備な子供など）は、医師は法規によって保護すべきで、保護者などに事実を通報することが必要。

②夫婦間であっても、秘密保持の積極的、消極的におけるお互いの権利について知る権利とはお互いの同意を得る必要がある。

5、特殊な人々、会社企業と守秘義務

特殊な人々：被告人、公人、囚人など

様々な状況を考察して、守秘義務のあり方を考えなければならない。

6、医学研究と守秘義務

研究を開始する前に、利用目的、情報の保管、消去などについて説明し、同意を取ったうえで行う。

症例研究などで患者に関する識別情報を削除したりして利用するのであれば同意は不必要。

7、法的手続きなどの報告義務と守秘義務

⇒医療上の守秘情報は立法による場合とそうでない場合がある。

①立法による公表：感染症、工業汚染

この場合の医師の報告義務は、会社の利益に向けられている。

②立法によらない：感染症、工業汚染にしても

医師の守秘義務はその問題に大きく関与していて、問題を提起する場合が多い。

8、医学上のコンピュータ情報と守秘義務

個人情報保護法の施行により、

個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、

個人情報の有用性を配慮しつつ、個人の権利、利益を保護する事を目的とする。

患者：カルテ、問診票など ⇒PCに入力されたすべての患者情報。

従業員：履歴書、人事考課記録など ⇒労働に関わる記録とその他の情報。

*個人についての情報がどのように保管されているか、正しいか知る権利がある。

9、カルテの開示

カルテは患者の保有個人データなので、請求されれば開示

(拒否できる場合)

①患者と家族や関係者との人間関係が悪化するような恐れがある場合。

②患者にとって重大な心理的影響を与え、予後に悪影響を及ぼす場合。

③本人の意思によらないもの。

10、死と守秘義務

ヘルシンキ宣言では

「私は私への信頼がゆえに知りえた患者の情報をたとえ死後においても尊重する」

死亡診断書は死後に判明した事実と死に導いた状況であることを

記した公文書だが、秘密保持の完全履行は不可能であり、

法的に見ると守秘義務は人格に属する事実で、法的義務は死とともに終わる。